

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 五〇三
- 道路の区域を変更する件 五〇六
- 道路の供用を開始する件二件 五〇七
- 公告
○ 一般競争入札を行う件二件 五〇八
- 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 五〇九

告 示

福島県告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年十一月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字細八字程窪甲一九九三の一、甲一九九三の二、甲一九九四の二から甲一九九四の四まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字細八字程窪甲一九九五から甲一九九八まで、甲二〇〇三、甲二〇〇四の二、甲二〇〇九の二、甲二〇一〇の一から甲二〇一〇の四まで、甲二〇一二の三、甲二〇一二の四、甲二〇一六から甲二〇一八まで、甲二〇一九の一、甲二〇一九の二、甲二〇二〇から甲二〇二二まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字細八字程窪甲一九九九の一、甲一九九九の二、甲二〇〇〇の一、甲二〇〇〇の二、甲二〇〇四の一、甲二〇〇五、甲二〇〇六の一から甲二〇〇六の一八まで、甲二〇〇六の二、甲二〇〇六の三、甲二〇〇七、甲二〇〇八、甲二〇〇九の一、甲二〇一一の一、甲二〇一一の二、甲二〇一一の三、甲二〇一一の四、甲二〇一三から甲二〇一五まで、甲二〇四の二、甲二〇四の三、甲二〇四の四の五から甲二〇四の七まで、甲二〇四の三五、甲二〇四の三八から甲二〇四の四三まで、甲二〇四の五一から甲二〇四の五五まで、甲二〇四の五八

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字小椿字上平乙七八九の三

- 2 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 51 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字小椿字再新発田乙四の二、乙四の三〇
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 61 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字小椿字峠乙五のト
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 71 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字牧沢字大向一四五七の一、一四五七の二
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 81 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原一九六八
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 91 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字四ツ谷字大向九二四の二、九五〇、九五一の三、九五二から九五四まで
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 河沼郡柳津町大字四ツ谷字向六五〇の一、六五〇の六
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

福島県告示第七百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和四年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 石川郡石川町大字南山形字中野沢一一五の一
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 石川郡石川町大字北山形字沢尻一六二の三、一六三から一六五まで
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 石川郡石川町大字南山形字迎ノ作一六七の一
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 石川郡石川町大字山形字若林四七三の一、四七三の一五から四七三の一八まで、
 四七三の二八
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 石川郡石川町大字南山形字迎ノ作四九、一六八の一、一六八の二、一七三、一七
 四の一、一七五、一七六、一九五
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 次森林については、主伐は、択伐による。
 字迎ノ作一六八の一、一六八の二、一七三、一七五、一七六
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字村松一九六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村松一九六(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字内出三五の二、三六、三六の二、四一、一八三の一、一
八八の一、一八八の三、一八九、二四六、二四八、二四九
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内出二四六、二四八
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字村松一九七の一、一九七の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字入山二二五の六
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字北大塚二八二の一
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、石川町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第七百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和四年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更後の 変更前	(メートル)	(メートル)
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字砂田三三〇番地先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地先まで	変更前 A 一〇・〇〇 三三・五〇 一〇・〇〇 三九・二〇	変更後 A 七・〇〇 一四・〇〇	一、三八三・〇〇 一、四二八・〇〇
	同 郡同 村大字下川内字砂田三三〇番地先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地先まで	変更前 B 一〇・〇〇 三九・二〇	変更後 B 一〇・〇〇 三九・二〇	一、四二八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達郡川俣町字上桜九番一地先から 同 郡同 町字仁井町八番一地先まで	令和四年十一月四日

福島県告示第七百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字砂田三三〇番地先から 同 郡同 村大字下川内字坂シ内五〇番三地先まで	令和四年十一月二日

(道路計画課)

公 告

公告第266号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年11月11日

福島県環境創造センター所長 上 榎 治 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県環境創造センター電気供給業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類等を添付して、令和4年12月7日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電話0247-61-6111

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年12月7日（水）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年11月11日（金）から同年12月20日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年11月21日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和4年12月21日（水）午後1時30分

(2) 場所 福島県環境創造センター本館大会議室（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年12月20日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県環境創造センター所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 21 December 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 December 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Administration and Planning Department, Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamara County, Fukushima 963-7700 Japan TEL 0247-61-6111

（環境共生課）

公告第267号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年11月11日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか13施設
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年11月25日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7392
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月25日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和4年11月11日（金）から同月25日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年11月18日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和4年12月8日（木）午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎8階農林水産部会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年12月7日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 13 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 8 December 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 7 December 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

（農林総務課）

公告第二百六十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和四年十一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 開催期日

令和五年一月二十三日から同年二月二十二日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

二 場所

1 学科、実習及び修業試験

福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地

2 一部の実習

福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地藏原甲十八番地

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十五名

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和四年十一月二十五日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和五年一月六日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、県内在住者を優先することとし、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（畜産課）